

毎週火、金曜日発行（但休日に出る）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（土曜日は翌日）

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第六百二十六号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
六年十月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十
条の規定により告示する。

昭和三十六年十一月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告示

目次

- 道路位置の指定
- 結核予防法の規定による定期外の健康診断、
予防接種の実施
- 健康保険法の規定による保険医の登録
- 昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十一号
の一部改正
- 結核予防法の規定による定期外の健康診断、
予防接種の実施
- 土地改良事業の認可
- 豚コレラ予防注射の実施
- 牛の結核病検査等の実施
- 肥料生産登録の失効
- ◇公安告示 道路交通法の規定による聴聞会の開催

申請人の住所氏名 米子市博労町四の六二 松尾陽吉

道路の位置の指定場所 米子市両三柳字空地市庵道添南一、〇八八番の七

道路の幅員及び延長 幅員 四メートル

鳥取県告示第六百二十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条及び第十四条の規定に基づく定期外の健康診断及び予防接種を次のとおり実施する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断、予防接種を受けるべき者

1 理容師、美容師及びその家族

2 食品業従事者とその家族

二 健康診断、予防接種の実施期日

昭和三十六年十月二十日から昭和三十六年十一月三十日まで

三 健康診断、予防接種の実施場所

〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃

郡家保健所

四 健康診断、予防接種の実施区域
郡家保健所管内一円

鳥取県告示第六百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、〇八八番の一〇 延長
一、〇八八番の一二 六四、四メートル
一、〇八八番の二
一、〇八八番の一四の一部

鳥取県告示第六百二十九号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十一号(児童福祉施設保育所措置費の保育単価)の一部を次のように改正し、昭和三十六年十月一日から適用する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度分保育所保育単価設定表中

「〃 白兔」 一、一八〇」を

「〃 白兔」 一、三八〇」に

「河原町河原」 一、〇四〇」を

「河原町河原」 一、〇九〇」に

「郡家町國中」 一、〇六〇」を

「郡家町國中」 一、一九〇」に

「〃 上私都」 一、一八〇」を

氏 名 住 所

竹田 明 西伯郡岸本町番原六五七の一

次田 靖生 鳥取市三津

登録の記号

鳥医八七七

〃 八七八

番号登録年月日

昭和三十六、十、二十五

〃 〃

「〃 上私都」 一、三八〇」に

「日野町根雨」 一、一九〇」を

「日野町根雨」 一、〇六〇」に

「〃 多里」 一、一九〇」を

「〃 多里」 一、一九〇」に改める。

佐治村第一保育所

鳥取県告示第六百三十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条及び第十四条の規定に基づく定期外の健康診断及び予防接種を次のとおり実施する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断及び予防接種を受けるべき者

- 1 あんま師、はり師、きゆう師及びその家族
- 2 理容師、美容師及びその家族
- 3 接客業者、食品業者
- 二 健康診断及び予防接種の実施期日
昭和三十六年十一月十日から十二月二十日まで
- 三 健康診断及び予防接種の実施場所
浜村保健所
- 四 健康診断及び予防接種の実施区域
浜村保健所管内一円

鳥取県告示第六百三十一号

昭和三十六年八月十八日付けで岩美郡国府町から申請のあつた土地改良事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により昭和三十六年十月二十三日認可した。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十二号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区画整理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年十月二十六日認可した。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和三十六年十一月七日から十二月六日までの期間

五 注射の方法 各豚舎巡回注射
豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第六百三十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、並びにブルセラ病及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表 一 結核病、ブルセラ病検査

一 実施の目的 牛の結核病並びにブルセラ病及びひな白痢検査

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病並びにブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

ひな白痢検査

鶏。種鶏及びこれらと同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法

ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法

第一次	第二次	実施区域	実施場所
十一月六日	十一月九日	日野郡日南町福栄地区	福栄家畜検診場
" 七日	" 十日	" "	豊栄 "
" 八日	" 十一日	" "	日野上 "
" 十三日	" 十六日	" "	" "
" 十四日	" 十七日	" "	" "
" 二十四日	" 二十七日	溝口町溝口地区	区溝口、谷川、大原 "
" "	" "	日光地区	大坂、富江 "

別表 〇 ひな白痢病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十一月十三日	日野郡溝口町白光地区	中村種鶏場
" 十四日	" "	" "

鳥取県告示第六百三十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条第二号の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十六年十一月四日 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量				生産業者の住所氏名
		全窒素量	全りん酸量	全加里量	(パーセント)	

公安委員会告示

鳥取県 第二二三号	栄なたね 複合第一号	五・五七・八一〇・五	東伯郡大栄町亀谷一八三 栄農業協同組合 組合長理事 長谷川 国 藏
" 第二八八号	栄梨複合肥料	六・四四・三 五・五	" "
" 第二八九号	中山梨一号 複合肥料	五・五五・一 五・五	西伯郡中山町下甲二九〇 下中山農業協同組合 組合長理事 前野 茂樹
" 第二九〇号	中山梨二号 複合肥料	五・一八・三 三・九	" "

鳥取県公安委員会告示第二二三号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十六年十一月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

〔一〕 聴聞の期日及び場所

昭和三十六年十一月二十一日午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

〔二〕 聴聞当事者の住所及び氏名

二 中部地区

〔一〕 聴聞の期日及び場所

昭和三十六年十一月二十二日午前九時三十分から

倉吉市明治町 倉吉警察署

〔二〕 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字大瀬三三七

三 西部地区

〔一〕 聴聞の期日及び場所

昭和三十六年十一月二十二日午後一時三十分から

山崎 巖

米子市万能町 米子警察署
 (二) 聴聞当事者の住所及び氏名
 米子市富士見町六
 米子市高島二五五

吹野 純朗
 田仲 良行

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町一丁目
 鳥取県鳥取市栗谷町
 鳥取県鳥取市印町
 (定価) 一部月権三三〇円(送料共)